

新潟市長
篠田 昭 様

2017年度予算編成と市政運営に関する申し入れ書

2016年12月5日

日本共産党新潟地区委員会
委員長 田中 眞一

日本共産党新潟市議会議員団
団 長 渡辺 有子

はじめに

安倍政権は、この6月に国の基本的な方針となる今年の「骨太の方針2016」と、「成長戦略2016」、「地方創生基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」の一連の政府方針を策定しました。

「骨太の方針2016」では、経済と財政の再生にむけた歳入・歳出削減の重点分野に、社会保障と地方行財政を位置づけ、昨年の「骨太の方針」で打ち出した社会保障関係費の伸びを3年間で1.5兆円程度に抑制する方針も継承しています。

「成長戦略2016」は、この「骨太の方針2016」と一体に具体化したもので、大企業の利益優先が貫かれています。法人実効税率の引き下げを誇り、今後「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現にむけ、公的サービスの民間開放など「事業者目線」の規制改革で「新たなビジネスチャンス」をつくるとしています。大企業の新たな儲け口のために、国と地方がおこなう社会保障など公的責任を投げ捨て、住民に負担増と公的サービス後退を強いるものです。

こうした社会保障予算抑制路線のもとで、高齢者医療の窓口負担、介護保険はずしのさらなる拡大など、大改悪が次々ともちだされています。

国会では、コメや麦、牛肉・豚肉など重要農産物の輸入拡大だけでなく、「食の安全」や医療・保険、雇用などを脅かすTPP協定の承認案と関連法案が、国内外の反対世論の高まりを無視し、また同協定反対のトランプ氏が米大統領選挙で勝利したにもかかわらず、衆議院で強行採決されました。国民各層の強い批判に背を向けて安全保障関連法を強行採決したことに続く許しがたい暴挙です。

こうしたもつで、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）ことを基本理念とする地方自治体の役割はますます重要になっています。私たちは「誰もが安心して住み続けられる新潟市」をめざす観点に立ち、以下の諸点を市政運営の基本とすることを求めるものです。

1、安全保障関連法、原発再稼働、TPP推進、消費税増税など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

安倍政権は、安全保障関連法の強行、原発再稼働、TPPの推進、消費税増税など、国民の声に耳を傾けずに暴走しています。10月の県知事選挙では、原発再稼働を認めない県民・市民の審判がくだされました。TPPは本市の農業をはじめ食の安全や医療・保険、共済、雇用に大きな影響を与えるものとなります。

新潟市民の立場にたち、これらの悪政にノーの明確な意思表示をおこない、市民とともに行動すべきです。

2、「安心と安全の政令市」へ、市民のいのちと健康を守ることを最優先に

地方自治法の基本理念である「住民の福祉の増進を図る」新潟市としていくために、平成27年度決算において前年度に続き政令市20市のなかで下から2番目という民生費割合を高めていくことが求められています。

とりわけ、介護保険制度の改悪が進められるもとで、介護難民をつくらせず、高齢者の生活と健康を守るための自治体独自の施策が重要です。また、高すぎる国民健康保険料の引き下げも急務となっています。

消費税の8%への増税は低所得者の暮らしを直撃しており、これ以上の増税を許さないとともに、低所得者や生活保護世帯への市独自の支援策も求められています。

市政運営にあたっては、こうした市民のいのちと健康を守ることを最優先させるべきです。

3、中小企業振興基本条例を生かした産業政策を抜本的に強めると同時に、区ごとの産業政策の確立と推進体制の強化を

産業政策、中小企業支援を強め、安定した雇用の場の拡大を図ることは人口減少対策のカナメです。市内の産業の育成、創業の支援は、中心部に1か所しかない新潟IPC財団を中心とした支援策では不十分です。健幸すまいリフォーム助成制度の一般世帯枠をなくしたことも地域経済には痛手でした。

「新潟市中小企業振興基本条例」を生かして、産業政策に本腰を入れると同時に、区ごとの産業政策の確立と推進体制の強化を図り、地域でお金がまわる仕組み（地域循環型経済）のための取り組みをすべきです。

4、正規雇用の拡大や公契約条例の制定で雇用環境の整備をはかり、地域循環型の経済を

労働法制の緩和により、低所得の非正規労働者が増えています。内閣府の調査でも、「少子化」、人口減少の原因のひとつは青年の雇用の不安定・低賃金問題にあることは明白です。正社員への転換をする企業への助成を行うなど他自治体の取り組みを本市でも実施するなど、非正規雇用対策に取り組むべきです。

市の職員の中で、臨時職員などの非正規雇用の職員が増え続けています。これは保育士、学校図書館司書など資格を要する職種にも及んでいます。仕事に誇りを持ってまともな生活ができる賃金を保障すべきであり、同時に正規の職員を増やし、市民サービスの向上をはかるべきです。

また、増えている指定管理者や業務委託で増加している非正規雇用に対して、公契約条例を制定し、賃金の引き上げをはかるべきで、そのことが人口減少対策と地域経済にもつながる道です。

5、市民の声を反映させ、地域生活交通の充実で持続可能な公共交通を

昨年9月5日に開業したBRT（新バスシステム）は、新たに発生した乗り換えがともなうことにより市民・利用者から怒りの声があがり、お客さんが減少した本町・古町の中心市街地の商店等から悲鳴と怒りの声があがりました。

それが住民投票条例の制定を求める直接請求署名が5万9790名という、政令市では異次元の署名数となりました。

これ以上この事業を続けるかどうかを含めて市民の声に真摯に耳をかたむけると同時に、市民から要望が強い区バスや住民バスの充実など地域生活交通にこそ力をいれるべきです。

6、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線などの大型公共事業を大幅に見直し、市民生活に直結する事業への予算配分を

本市の平成27年度決算での土木費割合は、20政令市のなかでは復興途上で土木費がかさんだ仙台市に次いで第2位、事実上のトップです。その要因には、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線事業などの大型開発があります。

新潟駅周辺整備事業は事業費圧縮のための大幅な見直しをおこなうこと、万代島ルート線事業は高架化を中止するなどの措置をとるべきです。

こうした大型開発を見直し、老朽化した橋梁の補修や生活道路などの市民生活に直結する事業こそ優先すべきです。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

市民の安全、くらしをささえるための重点要望

1. 安全保障関連法、原発再稼働、TPP推進、消費税増税など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

(1) 自衛隊への「駆け付け警護」などの新任務付与反対、南スーダンからの自衛隊撤退、安全保障関連法の廃止を国に求めること。

(2) 憲法9条のもとで専守防衛に徹してきた自衛隊が、安保法制によって武器使用などの任務が拡大され、命が危険にさらされることが現実のものになっている。そうした状況のなかで、憲法を守り住民の命に責任を負う自治体として、自衛隊地方協力本部による中学生や高校生を対象とした住民基本台帳の閲覧を許可しないこと。

(3) 柏崎刈羽原発について「県民の命と暮らしが守られない現状において再稼働は認められない」との米山知事の立場を支えるとともに、県市長会会長代理としてのイニシアチブを発揮し、「1年でも早く廃炉に向けた工程表、枠組み」を作るよう、国・県、東電に強力に働きかけること。

(4) TPP協定承認案と関連法案に反対の立場を表明し、新潟の農業、産業を守ること。

(5) 消費税10%増税を撤回するよう国に申し入れること。

2. 災害に強いまちづくりのために

(1) 新潟市には土砂災害の危険のある箇所が313ヶ所あり、そのうち通常の木造住宅が破壊される危険があるとされる「特別警戒区域」は187ヶ所もある。これらのハード対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独自でもおこなうこと。

(2) 道路や橋梁をはじめライフラインについて、老朽化対策が必要な箇所から点検をおこない、計画的に改修をすすめること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任でおこなうこと。

(3) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定することとあわせ、被害想定と関連させた被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりとつこと。

また、避難所は、被災者の救護所として、衣食住はじめ保健・医療サービスなど機能と環境が整えられるよう検討をすすめること。高台や高層建築物などの避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等の設置を検討すること。

3. 市民負担の軽減と新たな負担増をおこなわないこと

(1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。

(2) 国保の都道府県単位化後も一般会計繰入を継続し、被保険者負担の軽減を

はかること。また、都道府県単位化に際し、「同一保険料・同一サービス」に反対すること。

(3) 国民健康保険料の減免基準及び一部負担金の減免基準を緩和・拡充すること。

(4) 無料低額診療制度について周知・徹底することとあわせ、市民病院で実施すること。

(5) 債権管理課がおこなう徴収業務は、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにすること。

(6) 生活保護基準の引き上げ及び冬期加算の月額を元に戻すよう国に働きかけること。

(7) 市営住宅家賃について、生活保護基準の1.4倍までの減免制度をつくること。

(8) 生活保護世帯、住民税非課税世帯、障害者世帯、母子世帯に福祉灯油を実施すること。

(9) 公民館、学校開放、コミュニティーセンター・ハウスの利用は無料に戻すこと。市の責任で駐車場を確保し、利用者に負担を求めないこと。

(10) ゴミ有料化はやめること。少なくとも指定ゴミ袋料金の大幅引き下げをおこなうこと。

4. 高齢者・障害者の生活を守るために

(1) 新総合事業への移行にあたって、介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」によって機械的に新総合事業への振り分けを行わないこと。

(2) 国は介護予防・日常生活支援総合事業費に「上限」を設定している。サービスの提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんすることとし、「上限」を理由に利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないこと。

(3) 新総合事業のサービス事業者に対する事業費は、現行の予防給付額相当の単価を保障すること。

(4) 国が検討をすすめている、介護サービス利用料の2割負担の対象者拡大や「要介護1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外する方向に反対すること。

(5) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的な引き上げを求めるとともに、介護保険料・利用料の引き上げは行わないこと。低所得者などへの減免制度を拡充すること。

(6) 特別養護老人ホームを増設し待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、看護師加配などへの財政支援をおこなうこと。

(7) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業は元に戻すこと。また、利用券と現物支給が選択できるようにすること。

- (8) 老人憩いの家は、廃止しないこととあわせ利用料は無料にすること。
- (9) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めると同時に、利用料は無料にすること。

5. 誰もが安心して産み育てられるために

- (1) 子ども医療費助成は通院も高校卒業まで広げること。
- (2) 就学援助の認定基準を生活保護基準の1.4倍に戻し、所得階層別の支給率切り下げをやめること。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を援助費目に加えること。
- (3) 学童保育の施設改善を急ぐこと。また、学童保育の質の確保等の観点から、民間事業者を指定管理者としないこと。
- (4) 本市も放課後児童健全育成事業の処遇改善事業を実施し、支援員と補助員の待遇を改善すること。
- (5) 保育の市場化を許さず、公的保育制度を堅持・拡充すること。今後も公立保育園、社会福祉法人を中心とした整備をすすめ、事業撤退のリスクや保育の質の確保への懸念がある民間事業者の小規模保育事業等への参入を認めないこと。
- (6) 病児保育を市内全区でおこなえるようにすること。
- (7) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。
- (8) 病院群輪番制事業について、国の公的病院に対する特別交付税措置を全面的に活用して、救急医療を担う民間病院への支援を強めること。
- (9) 在宅医療体制の整備を早急に進めること。

6. ゆきとどいた教育をすすめるために

- (1) 来年度の教職員定数に係る権限移譲後も、市立小・中学校すべての学年での少人数学級を維持すること。少人数指導のための加配措置を引き続き国に要求すること。県から市への権限移譲に伴って、教職員の休暇制度などについて不利益が生じないようにすること。
- (2) 地公法22条教員の雇用中断期間は、現行の「原則1ヶ月」から1日～3日程度に短縮すること。
- (3) 介助員は学校の要望に添った配置をおこなうなど特別支援教育を充実すること。
- (4) 学校給食調理業務の民間委託をやめること。直営自校方式の小中学校給食を継続すること。中学校のスクールランチ方式でも全員給食とすること。
- (5) 学校給食は無償にすること。給食費の値上げは行わないこと。
- (6) 学校統廃合については、住民合意をていねいにおこなうこと。
- (7) 給付型奨学金を創設すること。

7. 「中小企業振興基本条例」を生かして、中小企業の振興、商店街、農業への支援強化を

(1) 「中小企業振興基本条例」を生かすために「振興会議」等の条例推進のための機構をつくること。また、区ごとの特性を生かした産業政策と体制の確立をはかること。

(2) 健幸すまいリフォーム助成事業の「一般世帯」枠を復活させること。

(3) 地域商店魅力アップ応援事業の補助率を現行の1/3から1/2に引き上げること。

(4) 小規模工事等契約希望者登録制度の活用を各部局・区役所に徹底し、この制度の利用を広げること。

(5) 「新潟IPC財団ビジネス支援センター」の体制を強化するとともに、身近なところで相談できるようにすること。

(6) 農家に対する戸別所得補償制度の復活を国に求めること。市独自の所得補償制度を検討すること。

(7) 市街化区域内の農地の保全、小規模基盤整備事業など転作条件の整備、花卉・園芸農家の新品種開発や販路拡大への助成、産直・朝市など農家の自主的取り組みへの助成、学校給食への地場産農産物の利用促進などをすすめること。

8. 非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげる

(1) 「新潟市まち・ひと・しごと総合戦略」においては、「安定した雇用」の確保を重要な柱に位置づけること。

(2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。

(3) 市民サービスが十分担えるように、恒常的に業務に従事している非正規職員は正規職に転換すること。また、保育士、学校図書館司書などの非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。

(4) 指定管理者制度による契約施設の労働者実態調査を引き続き行うと同時に、雇用の安定化と労働条件の引き上げをはかること。

(5) 「公契約条例」を制定して公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者の賃金を保証すること。

9. これ以上のBRT計画を中止し、住民の声にもとづいて区バス・住民バスなど地域生活交通を充実させる公共交通体系の確立を

(1) 市民の声に真摯に耳を傾け、これ以上のBRT計画を中止し、専用走行路の設置や新たに連節バスを購入することなどはやめること。

(2) 区バスの抜本的拡充、住民バスの運行主体立ち上げと支援を積極的におこなうこと。

(3) 住民の移動の確保を自治体の責務として位置づけること、交通空白域を解

消することなどを柱とした「新潟市交通基本条例」を制定すること。

10. 市民参加を最優先にした政令指定都市新潟を

(1) 区長の準公選制を実施し、市民に身近なサービスや事業の予算を区役所におろし、権限を強化すること。

(2) 区自治協議会は、住民の意見を反映させる機関として、委員数を増やし、住民参加を積極的にすすめること。予算やまちづくりに関する発言権を保障し、尊重すること。

(3) 補助金の拡充や事務局体制の確立、拠点の整備など、コミュニティー協議会に対する支援をすすめること。

11. ムダづかいをただし、市民生活のための予算に

(1) 新潟駅連続立体交差・周辺整備事業は、万代広場をはじめ大幅に見直しをおこない、事業費の圧縮をはかること。

(2) 交通量が減少し、無用の長物となる万代島ルート線はすでに完成したものの以上の事業は中止すること。

以 上